平成２７年（フ）第２８０号
佐賀県鳥栖市蔵上３丁目128番地　ピュアレジデンスＢ202
債務者　川地奈緒美（旧姓外薗）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
佐賀市本庄町大字末次490番地３　栄城ハイツ205号
債務者　石橋　啓樹
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
佐賀県小城市牛津町牛津810番地
債務者　下村　直美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
熊本県菊池郡大津町大字引水908番地１
ムーンヴェルジュ　Ａ棟　202号
債務者　入江輝美代
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３３号
宮崎市大字瓜生野36番地６　柏田コーポ201号
債務者　黒木　英雄
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３６号
富山市堀川町110番地　ジョイナス堀川301号
債務者　堀内麻里絵
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４２号
富山市下冨居１丁目８番15－７－405号　県営住宅
債務者　松井喜代美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２３号
長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢390番地
債務者　堀口　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２３２号
長野県木曽郡上松町大字小川2440番地14
債務者　茂木　泰夫
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８０号
兵庫県伊丹市寺本４丁目70番地　10－201号、前住所兵庫県伊丹市寺本４丁目77番地　３－501号
債務者　谷　　節子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
兵庫県宝塚市高司４丁目４番７－４－202号
債務者　あくてぃぶこと　小山美弥子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６１１号
兵庫県西宮市甲子園春風町４番21号　ブランミュゼ甲子園103、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目２番３号　ドミール甲子園Ⅱ101号
債務者　髙島千春こと　髙　　千春
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４１号
奈良県北葛城郡広陵町大字疋相251番地４
債務者　檜垣　麻衣（旧姓柳川）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
奈良県大和高田市東三倉堂町２番40－305号　サンプラザ東三倉堂
債務者　塩川　奈月
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５５６号
北九州市門司区東馬寄３番２－103号
債務者　高倉　和子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５６６号
北九州市小倉北区今町１丁目２番10－207号
債務者　桃田美智子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５８２号
北九州市小倉南区徳力団地86番108号
債務者　園田　準二
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部